

- 1 1学期を終えての課題と2学期に向けて

- 2 通学班と登校指導について

- 3 教職員の働き方改革について（グループでの話し合い）

- 4 教育活動への支援について（グループでの話し合い）

- 5 その他
 - ・学校関係者評価について

第3回	第4回	第5回
11月9日（土）	2月12日（水）	3月5日（水）
10:00	14:00	14:00
ランチルーム→参観	ランチルーム	ランチルーム

問合せ先（事務局）

朝霞市北原2-6-1

朝霞第八小学校教頭 川村 照美

越後 広栄

電話番号 048-472-9172

メールアドレス a8shou_k2@asaka-c.ed.jp

令和6(2024)年7月吉日

朝霞第八小学校 保護者各位



児童の登下校方法に関するアンケート

学校運営協議会
委員長 鈴木康宏

皆様には、平素より本校の運営に関するご理解とご協力に感謝申し上げます。

朝霞第八小学校は、令和4年度よりコミュニティ・スクールとして生まれ変わっています。学校の教職員の方々と、我々地域の代表者とが熟議を重ねながら共に学校運営にあたっています。令和6年度の学校運営協議会委員は、学校だより5月号記載の通りです。

さて現在、児童が安全・安心に登下校できる環境をいかに作るかが大きな課題となっています。これは本校に限らず社会的に注目されている課題の一つです。現状および課題を保護者の皆様にもご理解いただきながら改善を図りたく、下記の通りアンケートを行います。ぜひご協力をお願いいたします。



記

- 対象： 朝霞第八小学校に児童が通う保護者
回答期限： 令和6(2024)年●月●日(日)19:00×
回答方法： 無記名。各家庭1回の回答をお願いします。
スムーズに集計を行うため、アンケートフォームからのご回答に協力をお願いします。
<https://forms.gle/vEt9bWwWqHmnv7ar9>
なお、フォームでの回答が難しい方は、次ページを切り取り、紙面を担任の先生にご提出ください。
結果報告： tetoru アプリにて2学期中に報告予定
問合せ先： 学校運営協議会事務局 宛、メールでお願いします。
Mail a8communityschool@gmail.com ※学校への問合せはご遠慮ください。



アンケートフォーム

▼アンケート実施の経緯

1) 通学班編成にかかわる先生方の業務負担

令和5年度までは、保護者で構成される地域委員の方々が通学班編成と名簿管理を担当していました。しかし個人情報保護が管理することや、自由に閲覧できる状態が個人情報の流出になる恐れもあることから、令和6年度からは先生方がこの業務を担当されています。現在、通学班の編成の煩雑さと個人情報管理が先生方の負担となっている状況です。

2) 通学班内のトラブル

児童が集合時間に集まらずに長時間待つ。班編成の際に班長が決まらない。「〇〇さんと違う班にしてほしい」との意見が出るなど、班の中でのトラブルも少なくありません。

3) 下校時間帯の見守り体制が手薄

急な天候悪化や不審者情報等により不安が大きいのは、下校の時間帯です。本校児童は、登校に関しては原則、通学班ですが、下校は低学年のみコース別の下校で、3年生以上は原則個別下校となっています。登校時間帯は、保護者や地域のボランティアの方々による見守りが手厚い一方で、下校時間帯は見守りが十分とはいえません。



✂切り取り

児童の登下校方法に関するアンケート 回答用紙

(選択肢には○を付けてください)

1. お子様の学年： 1年生・2年生・3年生・4年生・5年生・6年生
2. 通学にかかる時間： 15分未満・30分未満・30～1時間・1時間以上
3. お住いの地域： 根岸台・仲町・本町・栄町・その他
4. 登校の見守り活動： 年10回未満・年10回以上・したことがない
5. 下校の見守り活動： 年10回未満・年10回以上・したことがない
6. 通学班と個別登校を選択できるとしたら： 賛成・反対・どちらでもない・わからない
7. 通学班をなくしてすべて個別登校にするとしたら：
賛成・反対・どちらでもない・わからない
8. その他(自由にお書きください。登下校に関する建設的な提案、お待ちしております)

CS8 ニュース

朝霞第八小学校 学校運営協議会より不定期通信

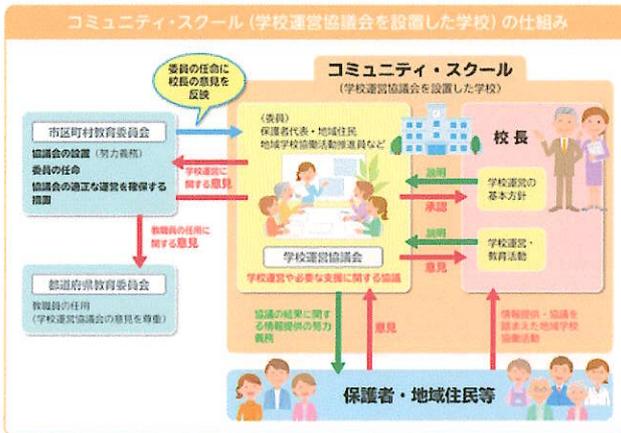
コミュニティ・スクールとは

コミュニティ・スクール = 学校運営協議会を設置した学校

学校運営協議会とは・・・

法律に基づき教育委員会により任命された委員が、一定の権限を持って、学校の運営と
そのために必要な支援について協議する合議制の機関のことです。

コミュニティ・スクール (学校運営協議会を設置した学校) の仕組み



文部科学省リーフレット「これからの学校と地域」より

R6 コミュニティ・スクール (CS) 始動

八小は、保護者や地位にのニーズを反映するために、地域住民が学校運営に参画できるようにする仕組みや考え方を有する学校です。

令和6年度の学校運営協議会委員は、6月10日 tetoruから紹介された通り、校長先生を含む9名です。今年度は、保護者の皆様の声を聞くアンケート等を計画しています。

保護者の皆様へ

委員長 鈴木康弘（保護者と先生の会 元会長）

ご自分のお子様にかかわることなので様々な考えやご意見があることは理解しております。学校という集団生活を過ごす場において、学校への苦情は教員や一部の保護者役員のモチベーション低下になるため、皆様のお子さんが通う学校にとって逆効果となります。現在は一部の代表委員を除いて、委員・係などの割り振りもありません。その分、保護者の皆様においては冷静で広い視野と協力で見守っていただけるとありがたいです。



朝霞第八小学校

学校運営協議会 事務局

Mail : a8communityschool@gmail.com

※学校への問い合わせはご遠慮ください

「令和の日本型学校教育」を担う 質の高い教師の確保のための 環境整備に関する 総合的な方策について（審議のまとめ）

中央教育審議会「審議のまとめ」の考え方

※中央教育審議会 質の高い教師の確保特別部会
『令和の日本型学校教育』を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について（審議のまとめ）（令和6年5月）

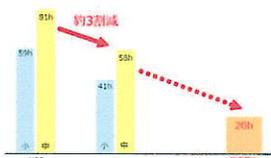
教職の魅力向上させ、子供たちの教育のために優れた教師を確保します。

- ①学校における働き方改革の更なる加速化、②学校の指導・運営体制の充実、
③教師の処遇改善 を一体的・総合的に推進します。

業務負担と長時間勤務を減らします

①学校における働き方改革を一層進めます

＜職務の1月当たり平均時間外勤務時間＞
1923年4月に比べて2023年4月（推定）



- 学校・教師が担う業務の適正化や、標準を大きく上回る授業時数の見直し、校務DXの加速化
- 学校における働き方改革の取組状況の「見える化」とPDCAサイクルの構築
- 教師の健康及び福祉の確保に向けた取組の充実（勤務間インターバルの推進等）
- 学校だけでは解決が難しい事案に対応するためのスクールロイヤー等の体制構築

②教職員定数の改善等により指導・運営体制を充実させます

- 若手教師への支援や専科指導のための小学校中学年の教科担任制の推進
- 不登校やいじめ等に対応する生徒指導担当教師の配置充実
- 学校内外との連携や若手教師へのサポートのため「新たな職」の創設
- 支援スタッフのさらなる配置充実、次世代型「チーム学校」の実現
- 幅広い人材の参加促進により、多様な専門性を有する質の高い教職員集団を形成



③専門職にふさわしい処遇を実現します

- 高度専門職である教師の職務の重要性を踏まえ、教師の大幅な処遇改善（教職調整額の率を10%以上に等）

諸外国でも...
教師の職務の特殊性等を踏まえ、時間外勤務手当の支給に関する規定の適用外とする国が多い。
(イギリス、ニュージーランド、ワシントン州等)
時間外勤務を時間により測定し、それに対して追加的な給与を支給する仕組みは必ずしも一般的ではありません。

Q1 教職調整額を引き上げるだけでは働き方改革は進まないのではないですか？

- A1
- 教職調整額の引き上げは、専門職にふさわしい教師の処遇を実現するために行うものです。
 - 先生方の長時間勤務を減らしていくためには、学校における働き方改革の一層の推進や、教職員定数の改善等による指導・運営体制の充実を合わせて進めることとしています。



Q2 給特法を廃止しないと長時間勤務の実態は変わらないのではないですか？

- A2
- 給特法は、日々変化する目の前の子供たちに臨機応変に対応しなければならないという教師の職務の性質に照らし、逐一、管理職の職務命令によるのではなく、教師の専門職としての自律性を尊重する働き方の仕組みです。
 - 給特法では、原則、時間外勤務を命じないこととし、臨時又は緊急のやむを得ない必要がある時には「超勤4項目」に限定して時間外勤務を命じることができるという仕組みになっており、教員の健康を守り、時間外勤務を抑制することを目的とした法制度になっています。

Q3 教師の処遇改善よりも、先生の数を増やすことの方が大事なのではないですか？

- A3
- 「審議のまとめ」では、教師の処遇改善だけでなく、教職員定数の改善等による指導・運営体制の充実が必要と提言されています。
 - 時間外在校等時間が長くなる要因である「持ち授業時数」の軽減や、在校等時間が長く、休職率の高い「若手教師」への支援、不登校やいじめ等に対応する生徒指導担当教師などの教職員の定数改善を進めます。



社会全体で学校や教師を支え、
教育という営みそのものに対する敬意が自ずと生まれる社会を目指します。

学校・教師が担う業務に係る3分類

- 文部科学省は、平成31年の中央教育審議会答申^(※)で示されたいわゆる「学校・教師が担う業務に係る3分類」に基づき、業務の考え方を明確化した上で、役割分担や適正化を推進。

基本的には学校以外が担うべき業務	学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務	教師の業務だが、負担軽減が可能な業務
<p>①登下校に関する対応</p> <p>②放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応</p> <p>③学校徴収金の徴収・管理</p> <p>④地域ボランティアとの連絡調整</p> <p>※ その業務の内容に応じて、地方公共団体や教育委員会、保護者、地域学校協働活動推進員や地域ボランティア等が担うべき。</p>	<p>⑤調査・統計等への回答等 (事務職員等)</p> <p>⑥児童生徒の休み時間における対応 (輪番、地域ボランティア等)</p> <p>⑦校内清掃 (輪番、地域ボランティア等)</p> <p>⑧部活動(部活動指導員等)</p> <p>※ 部活動の設置・運営は法令上の義務ではないが、ほとんどの中学・高校で設置。多くの教師が顧問を担わざるを得ない実態。</p>	<p>⑨給食時の対応 (学級担任と栄養教諭等との連携等)</p> <p>⑩授業準備 (補助的業務へのサポートスタッフの参画等)</p> <p>⑪学習評価や成績処理 (補助的業務へのサポートスタッフの参画等)</p> <p>⑫学校行事の準備・運営 (事務職員等との連携、一部外部委託等)</p> <p>⑬進路指導 (事務職員や外部人材との連携・協力等)</p> <p>⑭支援が必要な児童生徒・家庭への対応 (専門スタッフとの連携・協力等)</p>

※新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について(答申)(第213号)(平成31年1月25日)

- この度、3分類に基づく14の取組の実効性の向上のため、国、都道府県、市町村、学校など、それぞれの主体がその権限と責任に応じて役割を果たすことができるよう、中央教育審議会質の高い教師の確保特別部会として、各主体の具体的な役割も含め整理した「対応策の例」を取りまとめ。

[「令和の日本型学校教育」を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について\(審議のまとめ\):文部科学省\(mext.go.jp\)](#)

「学校関係者評価」(共通項目)

朝霞第八小学校

柱	No	評価項目	評価				評価についての説明	学校の取組
			A	B	C	D		
学校の組織運営	1	学校は、学校教育目標達成に向けて、全教職員で組織的に取り組んでいる。					【取組事例】 ・学校・学年便り等(月1回以上) ・ホームページやがくぶりで学校の行事紹介(逐次) ・配信アプリtetoruでの通知・連絡(逐次)等	
	2	学校は、安全・安心に配慮し、危機管理体制を整えている。 (※いじめの未然防止と早期発見、再発防止等の組織的な対応を含む)					【取組事例】 ・避難訓練・ショート訓練(各学期1回ずつ) ・校内巡視や防犯カメラ設置等	
基礎学力の定着	3	全児童は、教職員の指導により、基礎学力を身に付けている。					【取組事例】 ・家庭学習の定着 ・読書や自主学習の励行 ・タブレット端末の活用等	
	4	学校は、学力向上をめざし、児童の実態に基づいて授業改善に努めている。					【取組事例】 ・校内研修の実施(年16回) ・全国・埼玉県学力学習状況調査の分析や改善策の実施 ・すららドリル活用等	
規律ある態度の育成	5	児童は、生活のルールに基づき、発達段階に応じた「規律ある態度」を身に付けている。					【取組事例】 ・朝霞第四中との合同「あいさつ運動」 ・月ごとの生活目標の取組・振り返り ・交通安全教室 ・自転車安全教室等	
	6	学校は、児童生徒の実態把握に基づき、規律ある態度の指導の工夫・改善に努めている。					【取組事例】 ・月ごとの生活目標に関する指導 ・「八小iのきまり」の確認(学期1回) ・情報モラル教室の実施(年1回)	
健康・体力向上	7	児童は、体育の授業や運動部活動、外遊び等の運動に意欲的に取り組んでいる。					【取組事例】 ・外遊びの奨励 ・クラスレクを通じた集団遊び ・大縄大会等	
	8	学校は、児童の体力を高めるため、意図的に向上策を講じている。					【取組事例】 ・鉄棒指導、跳び箱教室の実施(年1会ずつ) ・運動量を確保した体育授業の実施等 ・埼玉県南部地区小学校体育授業研究会発表(11月19日)	
連携	9	学校は、保護者や地域と連携し、その教育力を学力や体力の向上に生かしている。					【取組事例】 ・学校農園の管理、授業補助 ・マシン整備、授業補助 ・生活科見学の見守り隊 ・保護者と先生の会、103の会と連携した運動会の実施 ・外部講師を招聘した学習(野球・サッカー)等	
	10	保護者や地域は、学校と協力し合い、児童生徒の安全指導・健全育成を推進している。					【取組事例】 ・八枚のはねによる読み聞かせ、業間遊び ・登下校の見守り、一斉下校や引渡訓練の実施 ・薬物乱用防止、ネット利用、非行防止、防犯教室の実施等	

(注)
○それぞれの質問に対し、児童生徒、保護者や地域、学校全般を振り返り総合的に評価。

A:よくあてはまる B:ほぼあてはまる C:あまりあてはまらない D:あてはまらない